

官報

主要目次

Table listing various laws and orders with their corresponding page numbers, including sections on public employment, local taxes, and administrative procedures.

法律

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律

御名 御璽

昭和二十六年十一月二十九日 内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百六十八号

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律

(解除)

第一条 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該当者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十号)第十二条の規定により令第一号による覚書該当者としての指定を受けたもの)とみなされた者を含む。

第二条 覚書該当者(覚書該当者が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不正と思料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添付して、前条の規定による指定の解除を申請することができる。

第三条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除があつた日以後その効力を失う。(公私の恩給、年金等を受ける権利又は資格)

第四条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除があつた日において回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五条 内閣総理大臣は、覚書該当者について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しなければならない。(公表)

第六条 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に依り、その意見を答申させるため、総理府の附属機関として公職資格諮願審査会(以下「審査会」という。)を置く。(審査会の組織)

第七条 審査会は、委員七人以内で組織する。委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、非常勤とする。審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。委員長は、会務を総理する。(審査会の議事)

第八条 審査会は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

法律

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申請書を受け取つたときは、すみやかに、これを公職資格諮願審査会に送附するものとする。(指定の失効)

御名 御璽

昭和二十六年十一月二十九日 内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百六十九号

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律

(解除)

第一条 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該当者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十号)第十二条の規定により令第一号による覚書該当者としての指定を受けたもの)とみなされた者を含む。

第二条 覚書該当者(覚書該当者が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不正と思料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添付して、前条の規定による指定の解除を申請することができる。

第三条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除があつた日以後その効力を失う。(公私の恩給、年金等を受ける権利又は資格)

第四条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除があつた日において回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五条 内閣総理大臣は、覚書該当者について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しなければならない。(公表)

第六条 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に依り、その意見を答申させるため、総理府の附属機関として公職資格諮願審査会(以下「審査会」という。)を置く。(審査会の組織)

第七条 審査会は、委員七人以内で組織する。委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、非常勤とする。審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。委員長は、会務を総理する。(審査会の議事)

第八条 審査会は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

法律

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。(審査会への資料の提出等)

御名 御璽

昭和二十六年十一月二十九日 内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十一号

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律

(解除)

第一条 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該当者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十号)第十二条の規定により令第一号による覚書該当者としての指定を受けたもの)とみなされた者を含む。

第二条 覚書該当者(覚書該当者が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不正と思料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添付して、前条の規定による指定の解除を申請することができる。

第三条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除があつた日以後その効力を失う。(公私の恩給、年金等を受ける権利又は資格)

第四条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除があつた日において回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五条 内閣総理大臣は、覚書該当者について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しなければならない。(公表)

第六条 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に依り、その意見を答申させるため、総理府の附属機関として公職資格諮願審査会(以下「審査会」という。)を置く。(審査会の組織)

第七条 審査会は、委員七人以内で組織する。委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、非常勤とする。審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。委員長は、会務を総理する。(審査会の議事)

第八条 審査会は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

法律

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。第十五條第一項の表中国土総合開発審議会の項の次に次のように加える。

御名 御璽

昭和二十六年十一月二十九日 内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十一号

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律

(解除)

第一条 内閣総理大臣は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号。以下「令第一号」という。)の規定による覚書該当者としての指定を受けた者(団体等規正令(昭和二十四年政令第六十号)第十二条の規定により令第一号による覚書該当者としての指定を受けたもの)とみなされた者を含む。

第二条 覚書該当者(覚書該当者が死亡者であるときは、その者の遺族その他の縁故者)は、内閣総理大臣に対し、当該指定を著しく不正と思料する理由を明記した書面により、必要な証拠書類を添付して、前条の規定による指定の解除を申請することができる。

第三条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、当該指定は、解除があつた日以後その効力を失う。(公私の恩給、年金等を受ける権利又は資格)

第四条 覚書該当者について指定の解除があつたときは、その者に係る公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格は、指定の解除があつた日において回復する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五条 内閣総理大臣は、覚書該当者について指定の解除をしたときは、直ちにこれを公表しなければならない。(公表)

第六条 第一條の規定による指定の解除につき内閣総理大臣の諮問に依り、その意見を答申させるため、総理府の附属機関として公職資格諮願審査会(以下「審査会」という。)を置く。(審査会の組織)

第七条 審査会は、委員七人以内で組織する。委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。委員は、非常勤とする。審査会に委員長を置く。委員長は、委員が互選する。委員長は、会務を総理する。(審査会の議事)

第八条 審査会は、委員長を含む委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

三 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化した場合徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

第十六條の五の次に次の一條を加える。

(法人税額又は法人の事業税の徴収猶予)

第十六條の六 地方団体は、第三百二十一條の八第二項若しくは第二項の規定によつて法人税額を納付しなければならぬ法人又は第七百五十四條の第二項第一号の規定によつて事業税を納付しなければならない法人が当該法人税額又は事業税額の二分の一に相当する額以下の法人税額又は事業税額に係る第三百二十一條の八第一項若しくは第二項又は第七百五十四條の第二項第一号の規定によつて申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を地方団体に提出した場合においては、当該額に對しては、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収猶予とするものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者(この法律の施行地において事業を行つたもの(外国法人)といふ。以下第三十一條の第二項、第四十條第三項、第五十七條の二、第七百五十四條の第二項第五項及び第七百五十四條の四第三項において同様とする。)にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名、

三 徴収猶予を受けたときは、同年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日を加える。

第三百二十七條第二項中「その税金を納付する場合」の下に「第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。」を加える。

「第二項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

第十六條の六第一項の規定によつて徴収猶予をした法人税額に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を發することができない。

附則
この法律は、公布の日から起算して、内閣総理大臣 吉田 茂
大藏大臣 池田 勇人

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十号
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律
改正する法律
地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「錯誤があつた」とを「見出した場合において、当該地方団体が受けるべき交付金の額に不足があるときはこれを交付し、超過額があるときはこれを減額し、又は返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法に選定するにあつては、当該地方団体の意見をきかなければならない。」と改定する。

第二十二條第二項中「前條第一項及び第二項」を「前條第一項及び第二項」に改め、同條第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同條第二項を同條第三項とし、以

二 第三百八十九條第二項、第四百一十條第一項及び第四百一十條第三項の規定によつて、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準として、固定資産税額台帳に登録された価格(第三百九十一條第一項の規定による配分に係るものを除く)による配分を課税標準とする。

三 第三百九十二條の二の規定によつて配分された価格

2 市町村は、昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、前項の規定によつて徴収された額(仮算定額)と、同項の規定によつて決定した価格(第三百九十二條の二の規定によつて配分された価格を課税標準として算定した昭和二十七年年度の固定資産税の額(本算定額)とを比較し、不足額がある場合には、その不足額を徴収し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額について適用する。この場合において「第三百九十四條第四項又は同條第八項」とあるのは、「第三百九十四條の二第一項」と、同項「昭和二十六年九月三十日」とあるのは、「昭和二十七年六月三十日」と読み替へるものとする。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の次に次の一條を加える。

第三百九十四條の二 以下本條の二の下に「第三百九十二條の二」を加える。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例。

第三百九十九條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を、第三百九十一條第一項の規定によつて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

二 昭和二十七年年度の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日までに決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定額が本算定額に満たない場合においては、その不足額を徴収し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例。

第三百九十九條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を、第三百九十一條第一項の規定によつて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

御名 御璽
昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十一号
関税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百七十一号
関税法等の一部を改正する法律
(関税法の改正)
第一條 関税法(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第十二條 本法ノ適用ニ付テハ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当然ノ間ニテ外國ト看做ス

(関税法の改正)
第十二條を次のように改める。

第十二條 本法ノ適用ニ付テハ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当然ノ間ニテ外國ト看做ス

(関税法の改正)
第十二條を次のように改める。

第十二條 本法ノ適用ニ付テハ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当然ノ間ニテ外國ト看做ス

二 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例。

第三百九十九條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を、第三百九十一條第一項の規定によつて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

二 昭和二十七年年度の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日までに決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定額が本算定額に満たない場合においては、その不足額を徴収し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例。

第三百九十九條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を、第三百九十一條第一項の規定によつて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

二 昭和二十七年年度の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日までに決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定額が本算定額に満たない場合においては、その不足額を徴収し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例。

第三百九十九條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を、第三百九十一條第一項の規定によつて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

二 昭和二十七年年度の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日までに決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定額が本算定額に満たない場合においては、その不足額を徴収し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例。

第三百九十九條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を、第三百九十一條第一項の規定によつて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

二 昭和二十七年年度の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日までに決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度の固定資産税の八月以後の各納期において、仮算定額が本算定額に満たない場合においては、その不足額を徴収し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 前項の規定は、第三百九十四條の二第一項の規定によつて徴収すべき固定資産税額に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例。

第三百九十九條の二 地方財政委員会は、昭和二十七年年度の固定資産税については、昭和二十六年年度の固定資産税の課税標準となつた価格を、第三百九十一條第一項の規定によつて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

541 昭和26年11月29日 木曜日

官報

第7468号

昭和26年11月29日 木曜日

第7468号 540

附則第五項別表甲号中「五一九炭化水素油(別号に掲げるものを除く)」「原油、重油及び粗油」を「一〇一印刷用紙」に改める。

甲 一 平方メートルの重量が五十グラムをこえないものを(碎木パルプを含むものを除く)に改める。

乙 一 平方メートルの重量が五十グラムをこえないものを(碎木パルプを含むものを除く)に改める。

法律第二百七十二号
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律
農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八條 本法の適用ニ付テハ本邦ノ北海、道、四国及九州以外ノ本邦ノ領域中政令ノ定ムル地域ハ当分ノ間之ヲ外國ト看做ス

附則
この法律中関税定率法の一部を改正する法律附則第五項の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書提出しないので、解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る青色申告書提出した場合には限り適用する。

3 第一項の場合には、第二十条第一項但書及び同條第二項の規定を適用する。この場合において、同條第一項但書中「基礎事業年度」とあるのは「合併後に開始する最初の事業年度」又は合併の日を含む事業年度」と読み替へるものとする。

附則第一項の項番号を削り、附則第二項を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
農林大臣 根本龍太郎
内閣総理大臣 吉田 茂

府令

●総務庁令第五十号
国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七條の規定に基づき、総務庁内部部局組織規程の一部を改正する総務庁令を次のように定める。
昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂
総務庁内部部局組織規程の一部を改正する総務庁令

●農林省令第七十号
農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)第九條第一項、第二項及び第十八條第四項の規定に基づき、農林漁業組合再建整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
昭和二十六年十一月二十九日
農林大臣 根本龍太郎

日本カタン系株式会社再建整備に関する省令(昭和二十六年政令第三十二号)第九條第六項の規定に基づき、日本カタン系株式会社の再建整備に関する登記規則を次のように定める。
昭和二十六年十一月二十九日
法務総裁 大橋 武夫

●建設省令第三十四号
地方建設局組織規程(昭和二十四年建設省令第八号)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月二十九日
建設大臣 野田 卯一

●建設省令第三十四号
地方建設局組織規程(昭和二十四年建設省令第八号)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月二十九日
建設大臣 野田 卯一

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十六年十一月二十九日
農林大臣 根本龍太郎

●郵政省令第九号
郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第六條の規定に基づき、外国郵便為替金規則の一部を改正する命令を次のように定める。
昭和二十六年十一月二十九日
郵政大臣 佐藤 栄作

外国郵便為替金規則の一部を改正する命令
昭和二十六年十一月二十九日
郵政大臣 佐藤 栄作

●建設省令第三十四号
地方建設局組織規程(昭和二十四年建設省令第八号)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月二十九日
建設大臣 野田 卯一

この命令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

告示

●総務庁令第三十八号
町村の境界変更
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十月一日から、栃木県那須郡那須野町の次の区域を境谷郡那須町に編入する旨、栃木県知事から届出があつた。
昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

この法律中関税定率法の一部を改正する法律附則第五項の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

後年統する農林漁業組合が再建整備を行おうとするものは、当該合併についての登記の日現在より貸借対照表を再製し、これに基づき再建整備計画をたてなければならぬ。この場合には、第三條第三項の規定を適用する。

2 前項の規定による再建整備は、指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四條に規定する目標を達成するように行われなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が更に合併によつて解散した場合において、当該合併によつて成立した農林漁業組合又は当該合併後存続する農林漁業組合に適用する。

第二十条 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合(当該農林漁業組合が昭和二十六年十二月三十一日以後を含む事業年度の終了の日以前に合併によつて解散した場合は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合)は、再建整備を行うもの。次條及び第二十二條において同じ。昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から昭和二十六年十二月三十一日を含む事業年度(以下「基礎事業年度」という)の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金(合併によつて解散した農林漁業組合の当該欠損金で合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合の当該欠損金を除く)を、当該合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合に算入するものとする。

第二十一条 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合の最初に青色申告書提出しようとする事業年度が基礎事業年度である場合には、当該農林漁業組合が法人税法第二十五條第三項の規定により提出する申請書は、同項の期限後においても、昭和二十六年十二月三十一日までは提出することができる。

2 前項の規定は、適用を受ける農林漁業組合で基礎事業年度の終了の日が昭和二十六年十二月三十一日であるものについて法人税法第二十五條第六項の規定は、適用しない。

第二十二條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が基礎事業年度に再建整備の開始の日以後合併によつて解散した場合は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が第十八條第一項(同條第三項において準用する場合を含む)の規定により再建整備を行うときは、合併によつて解散した農林漁業組合で基礎事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(当該合併によつて解散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書提出しないので解散した場合においては、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く)において青色申告書提出して行くものとする。第二十条第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度及びその事業年度の終了の日後に開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日以後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入するものとする。

2 前項の規定は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が当該合併によつて解散した農林漁業組合の解散の日を含む事業年度(当該合併によつて解

第六項の規定を適用する場合は、同項中当該事業年度の終了の日とあるのは「基礎事業年度の終了の日」から四十日を経過した日」と読み替へるものとする。

第二十二條 第三條第一項の規定により再建整備を行う農林漁業組合が基礎事業年度に再建整備の開始の日以後合併によつて解散した場合は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が第十八條第一項(同條第三項において準用する場合を含む)の規定により再建整備を行うときは、合併によつて解散した農林漁業組合で基礎事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度(当該合併によつて解散した農林漁業組合が解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書提出しないので解散した場合においては、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度を除く)において青色申告書提出して行くものとする。第二十条第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度及びその事業年度の終了の日後に開始し、当該欠損金の生じた事業年度の終了の日以後五年以内に終了する各事業年度においては、法人税法第九條第一項の所得の計算上、これを損金に算入するものとする。

2 前項の規定は、合併によつて成立した農林漁業組合又は合併後存続する農林漁業組合が当該合併によつて解散した農林漁業組合の解散の日を含む事業年度(当該合併によつて解

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十六年十一月二十九日
建設大臣 野田 卯一

●建設省令第三十四号
地方建設局組織規程(昭和二十四年建設省令第八号)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月二十九日
建設大臣 野田 卯一

●郵政省令第九号
郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)第六條の規定に基づき、外国郵便為替金規則の一部を改正する命令を次のように定める。
昭和二十六年十一月二十九日
郵政大臣 佐藤 栄作

この命令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

告示

●総務庁令第三十八号
町村の境界変更
地方自治法第七條第一項の規定により、昭和二十六年十月一日から、栃木県那須郡那須野町の次の区域を境谷郡那須町に編入する旨、栃木県知事から届出があつた。
昭和二十六年十一月二十九日
内閣総理大臣 吉田 茂

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日
昭26年11月29日 木曜日

545 昭和26年11月29日 木曜日

官報

第7468号

昭和26年11月29日 木曜日

官報

第7468号 544

指定品目	場所(見せすい)	方法	内容	示
暖房用鑄鉄放熱器(製品ごと(各節鑄出し)			左側下 右側下	(D-15 mm)

●通商産業省告示第百八十号
工業標準化法施行規則(昭和二十四年総理府令、文部省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令、運輸省令、郵政省令、電気通信省令、労働省令、建設省令、第一号)第六十四條、第六十四條の二第
二項および第六十五條第二項の規定により、次のように指定商品を表示し、その指定商品の表示許
可申請書および表示の様式等を定める。
昭和二十六年十一月二十九日
通商産業大臣 高橋龍太郎

ピアノ線	ピアノ線材	ピアノ線	ピアノ線材
ピアノ線	ピアノ線材	ピアノ線	ピアノ線材

●農林省告示第百三十四号
農林漁業組合再建整備法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十一号)第三
條第三項(第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基き、昭和二
十六年農林省告示第百八十三号(増資奨励金交付申請書の様式)の一部を次
のように改正する。
昭和二十六年十一月二十九日
農林大臣 根本龍太郎

●文部省告示第六十四号
社会教育法第五十一條によつて、左
記の通信教育を昭和二十六年十一月二
十二日付で認定した。
昭和二十六年十一月二十九日
文部大臣 天野 貞祐

●農林省告示第百三十四号

農林漁業組合再建整備法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十一号)第三
條第三項(第八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に基き、昭和二
十六年農林省告示第百八十三号(増資奨励金交付申請書の様式)の一部を次
のように改正する。
昭和二十六年十一月二十九日
農林大臣 根本龍太郎

増資奨励金交付申請書の様式中「(一)増資奨励金 金 円也」を「(一)増資所要
額をこえる増資額に對する奨励金 金 円也」に改め、同様式別紙増資奨励金
金合計

年度補給率	増資所要額をこえる増資額	奨励金
四半期乗率	1/4	1/4
半年期乗率	1/2	1/2
年度乗率	3/4	3/4

増資所要額をこえる増資額	増資所要額をこえる増資額	増資所要額をこえる増資額
1/4	1/4	1/4
1/2	1/2	1/2
3/4	3/4	3/4

●大蔵省告示第七百九十七号
割増金貯蓄の取扱に關する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、川北東農
協四周年記念定期貯蓄の細目等を次の
ように定める。
昭和二十六年十一月二十九日
大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第七百九十八号
割増金貯蓄の取扱に關する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條の規定により、川崎信用組合第二回
割増金貯蓄定期貯蓄の細目を次のように
定める。
昭和二十六年十一月二十九日
大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第七百九十九号
割増金貯蓄の取扱に關する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條の規定により、埼玉信用金庫割増
金貯蓄定期貯蓄の細目を次のよう
に定める。
昭和二十六年十一月二十九日
大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第八百号
割増金貯蓄の取扱に關する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、第四回青
信福定期貯蓄の細目等を次のように
定める。
昭和二十六年十一月二十九日
大蔵大臣 池田 勇人

●大蔵省告示第八百零一号
割増金貯蓄の取扱に關する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

これらの品目に関する表示許可申請書の様式等は、昭和二十五年三月通商産業省告示第四十号(日本工業規格表示許可申請書の様式に関する件)の様式等と同じ。ただし、別紙書類は次の通り。

- 工場沿革
- 工場組織役員名・工員数・職員(事務・技術の別)数を併記する。
- 最近六か月の月別生産量
- 最近六か月の主要外注部品の取引先
- 検査設備(名称・形式・容量・製造者名・製造年)
- 検査実施状況の概要
- 添付図表
- 工場配置図
- 製造工程図
- 主要設備一覽表(名称・台数・形式・容量・製造年)
- 主要設備機械配置図

(4)主要設備機械配置図
備考 1.2.7.(1)以外は指定商品関係のみ。

●通商産業省告示第二八八十一号
昭和二十五年三月通商産業省告示第三十九号(鑑工業品の品目指定の公表に関する件)、同年七月通商産業省告示第二六〇号(一般用伸銅品等の表示様式に関する件)および昭和二十六年三月通商産業省告示第七三三号(ろ過等の表示様式に関する件)の一部をそれぞれ次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十九日
通商産業大臣 高橋龍太郎

一 昭和二十五年三月通商産業省告示第三十九号および同年十二月通商産業省告示第二六〇号中「工具鋼炭素鋼工具鋼、特殊工具鋼および高速鋼鋼に限る」と「工具鋼(炭素工具鋼、特殊工具鋼、高速鋼、刃物鋼およびダイス鋼に限る)」に改める。

二 昭和二十六年三月通商産業省告示第七三三号中「ろ過等の表示様式に関する件」の一部をそれぞれ次のように改正する。

昭和二十六年十一月二十九日
通商産業大臣 高橋龍太郎

一、名 称 低騒音型風機
二、設置場所 岩手県下閉伊郡重茂村
三、標柱の高さ 十二メートル
四、開始期日 昭和二十六年十二月一日
五、管理者 低騒音機台長

●建設省告示第十七号
昭和二十六年十月二十五日公告政令第三四〇号(小切手法の適用に付銀行と同視すべき人又は施設を定めるの件)の一部を改正する政令中

一、第一行 改正
二、第二行 改正
三、第三行 改正
四、第四行 改正
五、第五行 改正
六、第六行 改正
七、第七行 改正
八、第八行 改正
九、第九行 改正
十、第十行 改正
十一、第十一行 改正
十二、第十二行 改正
十三、第十三行 改正
十四、第十四行 改正
十五、第十五行 改正
十六、第十六行 改正
十七、第十七行 改正
十八、第十八行 改正
十九、第十九行 改正
二十、第二十行 改正
二十一、第二十一行 改正
二十二、第二十二行 改正
二十三、第二十三行 改正
二十四、第二十四行 改正
二十五、第二十五行 改正
二十六、第二十六行 改正
二十七、第二十七行 改正
二十八、第二十八行 改正
二十九、第二十九行 改正
三十、第三十行 改正
三十一、第三十一行 改正
三十二、第三十二行 改正
三十三、第三十三行 改正
三十四、第三十四行 改正
三十五、第三十五行 改正
三十六、第三十六行 改正
三十七、第三十七行 改正
三十八、第三十八行 改正
三十九、第三十九行 改正
四十、第四十行 改正
四十一、第四十一行 改正
四十二、第四十二行 改正
四十三、第四十三行 改正
四十四、第四十四行 改正
四十五、第四十五行 改正
四十六、第四十六行 改正
四十七、第四十七行 改正
四十八、第四十八行 改正
四十九、第四十九行 改正
五十、第五十行 改正
五十一、第五十一行 改正
五十二、第五十二行 改正
五十三、第五十三行 改正
五十四、第五十四行 改正
五十五、第五十五行 改正
五十六、第五十六行 改正
五十七、第五十七行 改正
五十八、第五十八行 改正
五十九、第五十九行 改正
六十、第六十行 改正
六十一、第六十一行 改正
六十二、第六十二行 改正
六十三、第六十三行 改正
六十四、第六十四行 改正
六十五、第六十五行 改正
六十六、第六十六行 改正
六十七、第六十七行 改正
六十八、第六十八行 改正
六十九、第六十九行 改正
七十、第七十行 改正
七十一、第七十一行 改正
七十二、第七十二行 改正
七十三、第七十三行 改正
七十四、第七十四行 改正
七十五、第七十五行 改正
七十六、第七十六行 改正
七十七、第七十七行 改正
七十八、第七十八行 改正
七十九、第七十九行 改正
八十、第八十行 改正
八十一、第八十一行 改正
八十二、第八十二行 改正
八十三、第八十三行 改正
八十四、第八十四行 改正
八十五、第八十五行 改正
八十六、第八十六行 改正
八十七、第八十七行 改正
八十八、第八十八行 改正
八十九、第八十九行 改正
九十、第九十行 改正
九十一、第九十一行 改正
九十二、第九十二行 改正
九十三、第九十三行 改正
九十四、第九十四行 改正
九十五、第九十五行 改正
九十六、第九十六行 改正
九十七、第九十七行 改正
九十八、第九十八行 改正
九十九、第九十九行 改正
百、第一百行 改正

●群馬県告示(保指)第二号
昭和二十六年八月十一日附官報、群馬県告示(保指)第一号の一部を、次のように抹消及び改正する。

昭和二十六年十一月二十九日
群馬県知事 伊能 芳雄

昭和二十六年八月十一日附官報第七三七号三〇頁三三三行及び三三七行目、昭和二十六年十一月二十九日附官報第七三七号三〇頁三三三行目から三三七行目まで、並びに同頁四三三行目から四三七行目までを抹消し、三三三行目から四三三行目までを抹消し、三三三行目四三三行目以上を「水源保護林」を以上「水源保護林」に改める。

昭和二十六年十月二十五日公告政令第三四〇号(小切手法の適用に付銀行と同視すべき人又は施設を定めるの件)の一部を改正する政令中

一、第一行 改正
二、第二行 改正
三、第三行 改正
四、第四行 改正
五、第五行 改正
六、第六行 改正
七、第七行 改正
八、第八行 改正
九、第九行 改正
十、第十行 改正
十一、第十一行 改正
十二、第十二行 改正
十三、第十三行 改正
十四、第十四行 改正
十五、第十五行 改正
十六、第十六行 改正
十七、第十七行 改正
十八、第十八行 改正
十九、第十九行 改正
二十、第二十行 改正
二十一、第二十一行 改正
二十二、第二十二行 改正
二十三、第二十三行 改正
二十四、第二十四行 改正
二十五、第二十五行 改正
二十六、第二十六行 改正
二十七、第二十七行 改正
二十八、第二十八行 改正
二十九、第二十九行 改正
三十、第三十行 改正
三十一、第三十一行 改正
三十二、第三十二行 改正
三十三、第三十三行 改正
三十四、第三十四行 改正
三十五、第三十五行 改正
三十六、第三十六行 改正
三十七、第三十七行 改正
三十八、第三十八行 改正
三十九、第三十九行 改正
四十、第四十行 改正
四十一、第四十一行 改正
四十二、第四十二行 改正
四十三、第四十三行 改正
四十四、第四十四行 改正
四十五、第四十五行 改正
四十六、第四十六行 改正
四十七、第四十七行 改正
四十八、第四十八行 改正
四十九、第四十九行 改正
五十、第五十行 改正
五十一、第五十一行 改正
五十二、第五十二行 改正
五十三、第五十三行 改正
五十四、第五十四行 改正
五十五、第五十五行 改正
五十六、第五十六行 改正
五十七、第五十七行 改正
五十八、第五十八行 改正
五十九、第五十九行 改正
六十、第六十行 改正
六十一、第六十一行 改正
六十二、第六十二行 改正
六十三、第六十三行 改正
六十四、第六十四行 改正
六十五、第六十五行 改正
六十六、第六十六行 改正
六十七、第六十七行 改正
六十八、第六十八行 改正
六十九、第六十九行 改正
七十、第七十行 改正
七十一、第七十一行 改正
七十二、第七十二行 改正
七十三、第七十三行 改正
七十四、第七十四行 改正
七十五、第七十五行 改正
七十六、第七十六行 改正
七十七、第七十七行 改正
七十八、第七十八行 改正
七十九、第七十九行 改正
八十、第八十行 改正
八十一、第八十一行 改正
八十二、第八十二行 改正
八十三、第八十三行 改正
八十四、第八十四行 改正
八十五、第八十五行 改正
八十六、第八十六行 改正
八十七、第八十七行 改正
八十八、第八十八行 改正
八十九、第八十九行 改正
九十、第九十行 改正
九十一、第九十一行 改正
九十二、第九十二行 改正
九十三、第九十三行 改正
九十四、第九十四行 改正
九十五、第九十五行 改正
九十六、第九十六行 改正
九十七、第九十七行 改正
九十八、第九十八行 改正
九十九、第九十九行 改正
百、第一百行 改正

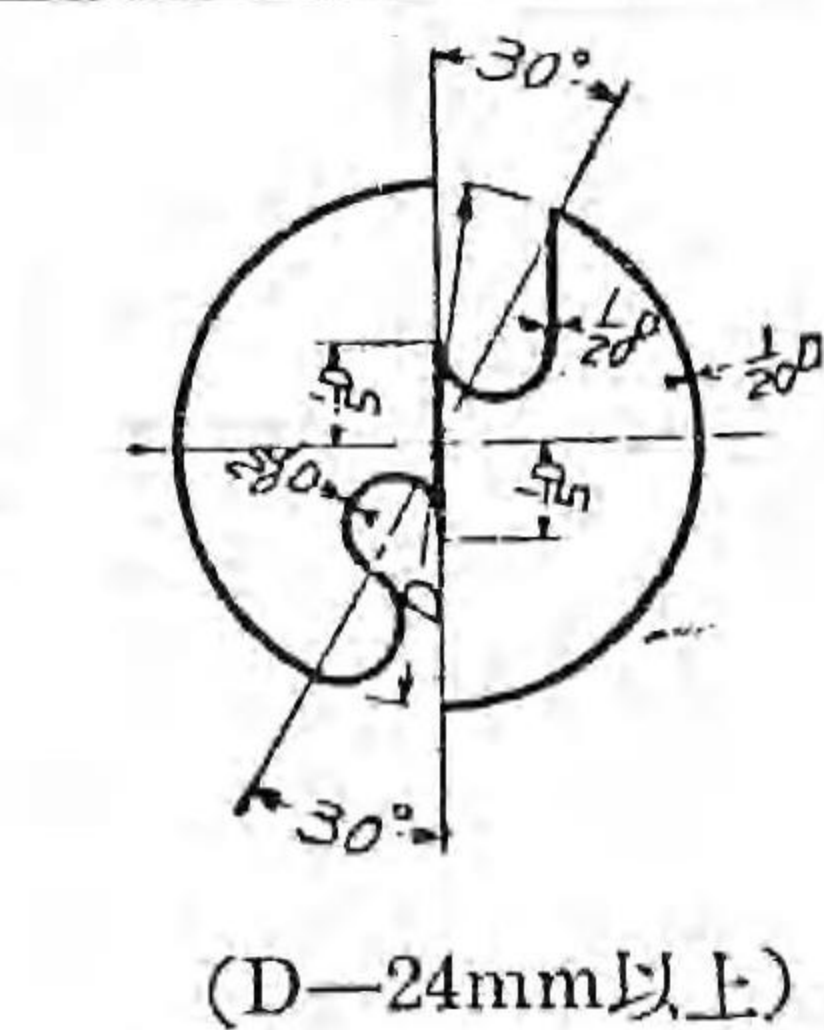
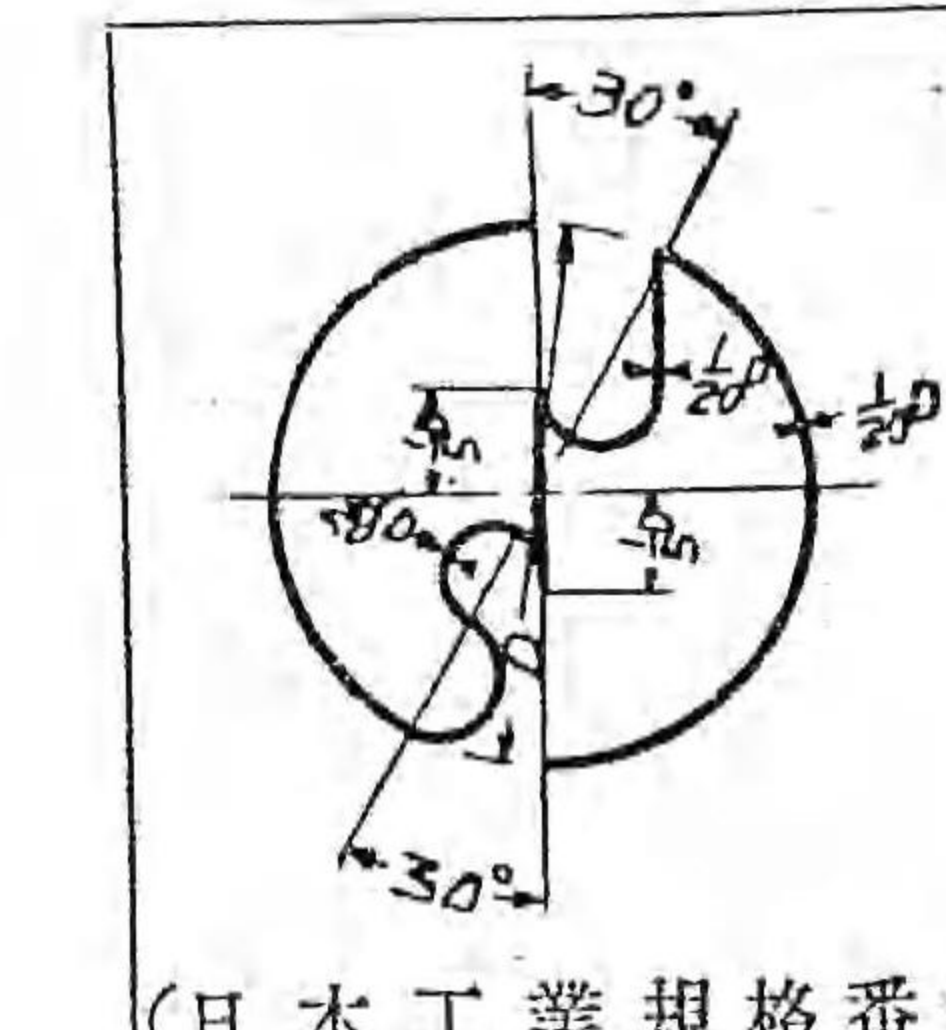
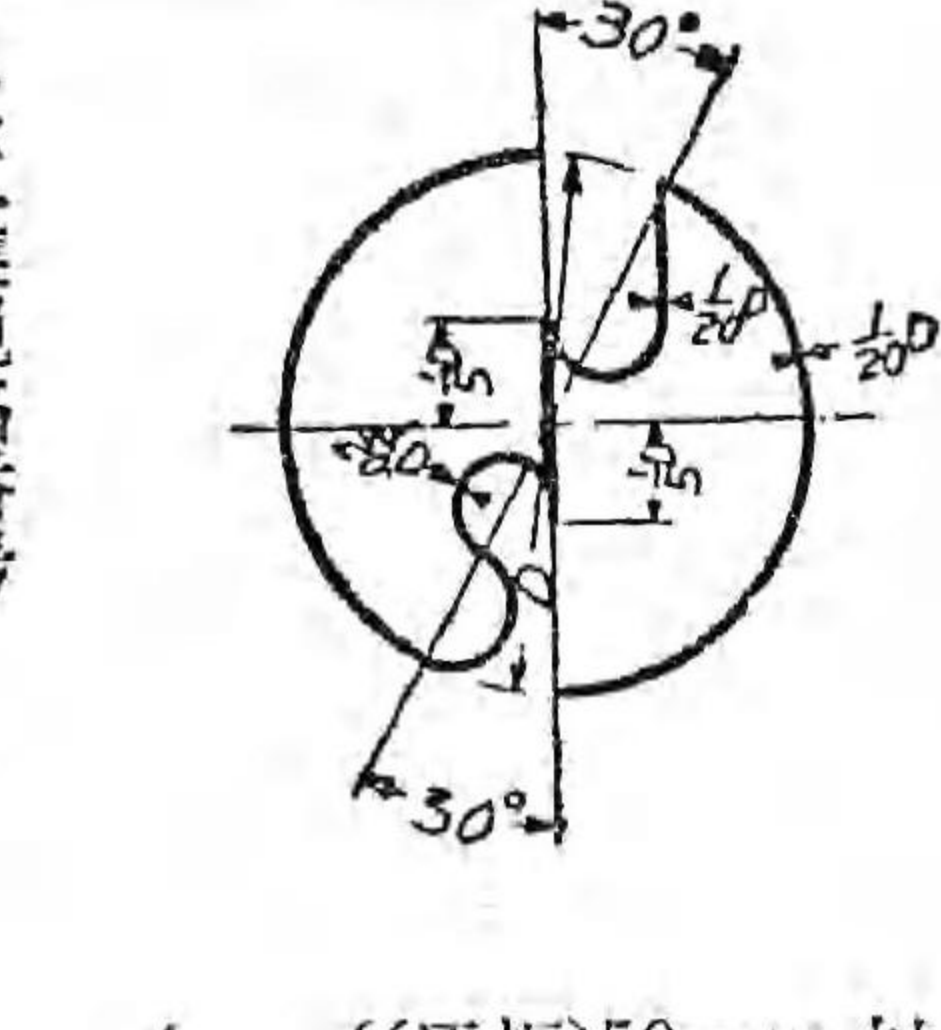
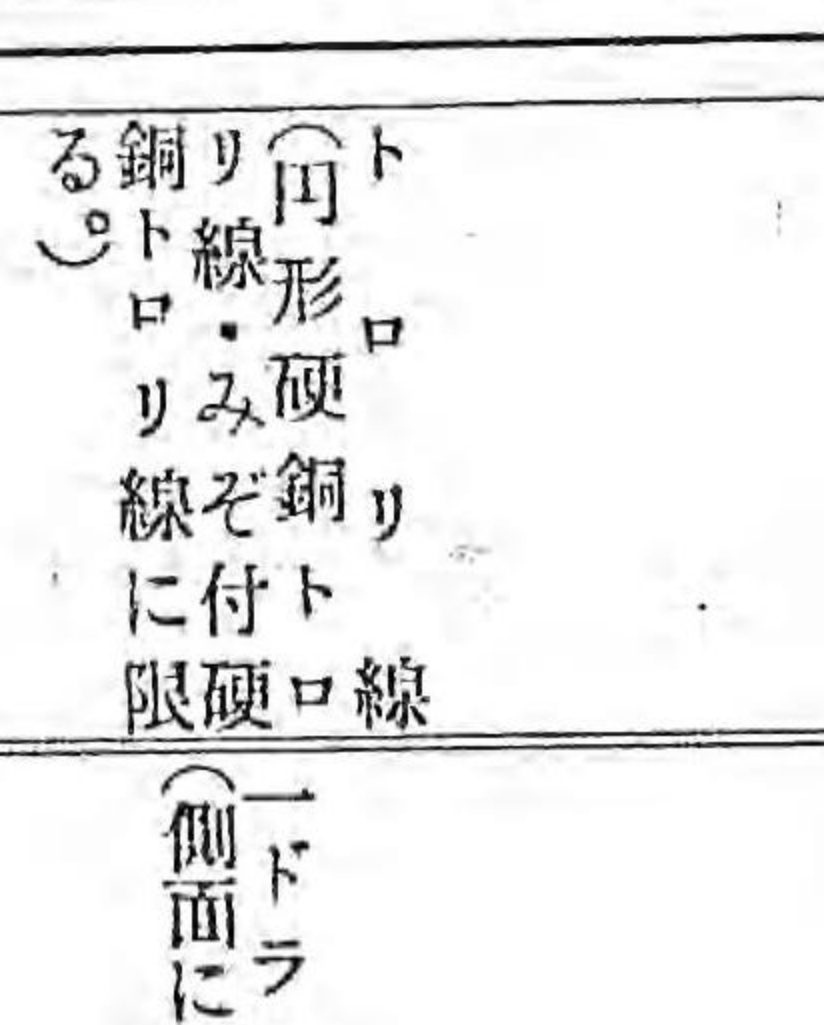
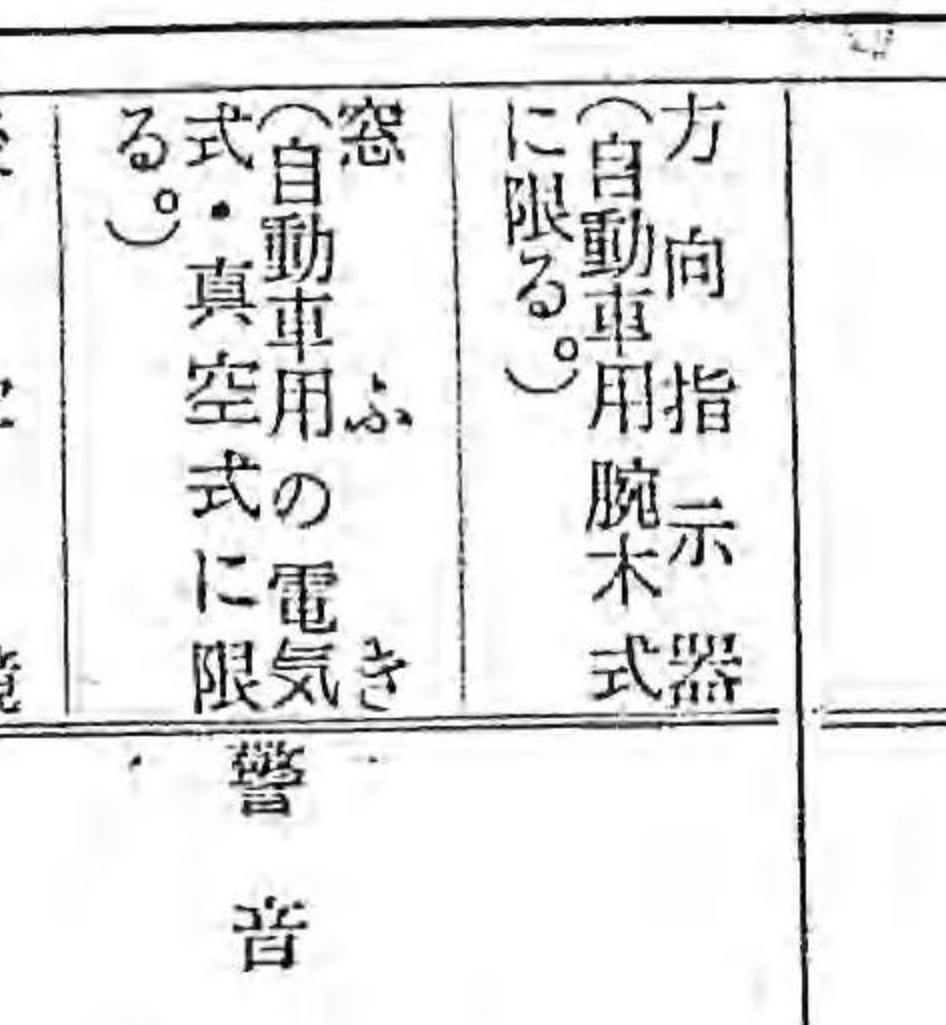
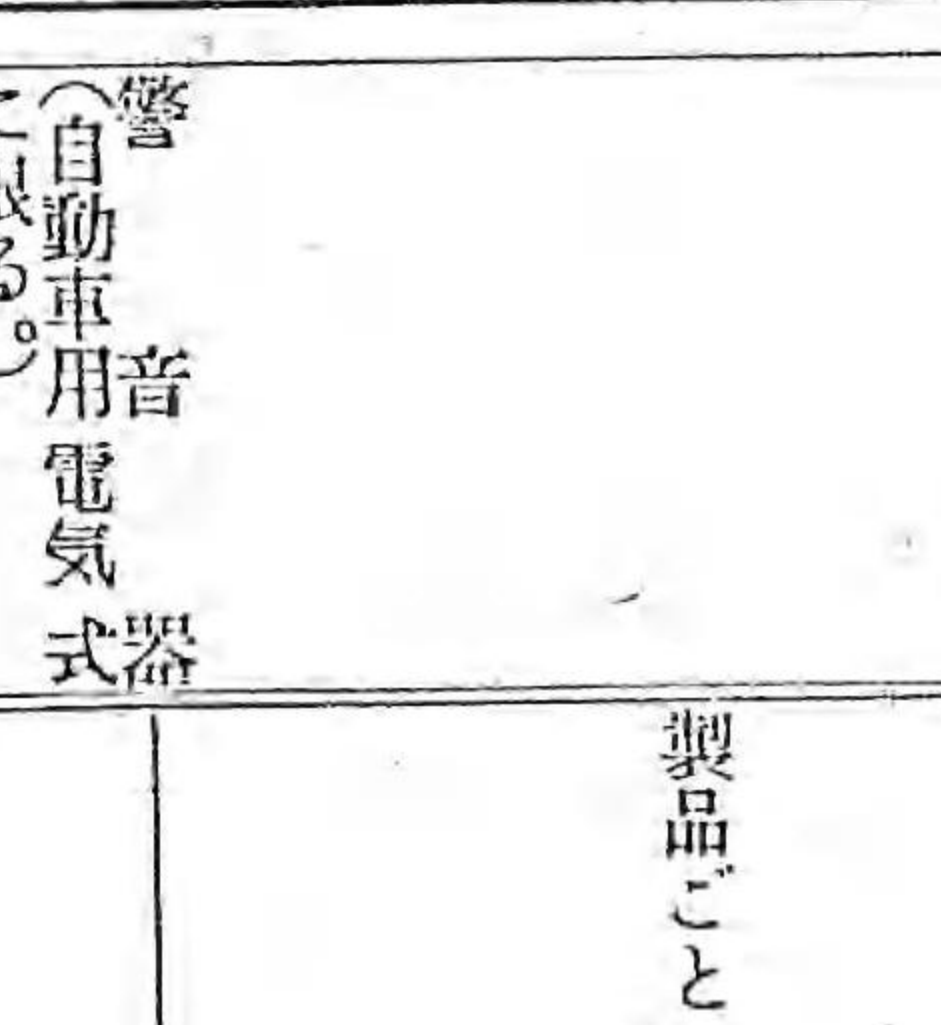
●法律公布案上及通知 十一月二十七日
日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

未復員者給與法等の一部を改正する法律

●通知書受領及通知 十一月二十七日
佐藤参議院議長から林議長長宛、参議院は運輸審議会委員に三村令二郎を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

●回付議案受領 十一月二十七日
院から回付された内閣提出案は次の通りである。

一、内閣提出案
二、回付議案受領
三、回付議案受領
四、回付議案受領
五、回付議案受領
六、回付議案受領
七、回付議案受領
八、回付議案受領
九、回付議案受領
十、回付議案受領
十一、回付議案受領
十二、回付議案受領
十三、回付議案受領
十四、回付議案受領
十五、回付議案受領
十六、回付議案受領
十七、回付議案受領
十八、回付議案受領
十九、回付議案受領
二十、回付議案受領
二十一、回付議案受領
二十二、回付議案受領
二十三、回付議案受領
二十四、回付議案受領
二十五、回付議案受領
二十六、回付議案受領
二十七、回付議案受領
二十八、回付議案受領
二十九、回付議案受領
三十、回付議案受領
三十一、回付議案受領
三十二、回付議案受領
三十三、回付議案受領
三十四、回付議案受領
三十五、回付議案受領
三十六、回付議案受領
三十七、回付議案受領
三十八、回付議案受領
三十九、回付議案受領
四十、回付議案受領
四十一、回付議案受領
四十二、回付議案受領
四十三、回付議案受領
四十四、回付議案受領
四十五、回付議案受領
四十六、回付議案受領
四十七、回付議案受領
四十八、回付議案受領
四十九、回付議案受領
五十、回付議案受領
五十一、回付議案受領
五十二、回付議案受領
五十三、回付議案受領
五十四、回付議案受領
五十五、回付議案受領
五十六、回付議案受領
五十七、回付議案受領
五十八、回付議案受領
五十九、回付議案受領
六十、回付議案受領
六十一、回付議案受領
六十二、回付議案受領
六十三、回付議案受領
六十四、回付議案受領
六十五、回付議案受領
六十六、回付議案受領
六十七、回付議案受領
六十八、回付議案受領
六十九、回付議案受領
七十、回付議案受領
七十一、回付議案受領
七十二、回付議案受領
七十三、回付議案受領
七十四、回付議案受領
七十五、回付議案受領
七十六、回付議案受領
七十七、回付議案受領
七十八、回付議案受領
七十九、回付議案受領
八十、回付議案受領
八十一、回付議案受領
八十二、回付議案受領
八十三、回付議案受領
八十四、回付議案受領
八十五、回付議案受領
八十六、回付議案受領
八十七、回付議案受領
八十八、回付議案受領
八十九、回付議案受領
九十、回付議案受領
九十一、回付議案受領
九十二、回付議案受領
九十三、回付議案受領
九十四、回付議案受領
九十五、回付議案受領
九十六、回付議案受領
九十七、回付議案受領
九十八、回付議案受領
九十九、回付議案受領
百、第一百回付議案受領

<p>再生 ゴム包装こと</p> <p>荷札をつける。</p>  <p>(D-24mm以上)</p>	<p>日本工業規格番号</p> <p>日本工業規格による種類</p> <p>製造業者の略号</p>  <p>(D-20 mm 以上)</p>	<p>日本工業規格番号</p> <p>日本工業規格による種類</p> <p>許可番号</p> <p>製造業者名(または略号)</p>  <p>(D-20 mm 以上)</p>
<p>日本工業規格番号</p> <p>日本工業規格による種類</p> <p>製造業者の略号</p>  <p>(D-10 mm 以上)</p>	<p>日本工業規格番号</p> <p>日本工業規格による種類</p> <p>許可番号</p> <p>製造業者名(または略号)</p>  <p>(D-5 mm 以上)</p>	<p>日本工業規格番号</p> <p>日本工業規格による種類</p> <p>許可番号</p> <p>製造業者名(または略号)</p>  <p>(D-5 mm 以上)</p>

549 昭利26年11月29日 木曜日 官 報 第7468号

Table with multiple columns listing names, addresses, and numerical identifiers. Includes entries like '株付', '南道', '馬橋前田', etc.

Table with multiple columns listing names, addresses, and numerical identifiers. Includes entries like '行人', '合人', '内城', etc.

法務府公告
工場財団
東京都千代田区丸の内二丁目八番地
古河製糖株式会社から福岡県田川郡...

大蔵省公告
左記共済組合員証は、昭和二十六年十一月二十四日紛失の届出があつたので...

昭利26年11月29日 木曜日 官 報 第7468号 548

議案通知
十一月二十七日次の内閣提出案(衆議院付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
議案通知書受領
十一月二十七日参議院から、本院の付した次の参議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地方自治事項
千葉県
昭利二十六年十月二十日
大分地方裁判所
昭利二十六年十月十二日

官庁事項
最高裁判所
刑事補償法による補償決定の公示
昭利二十六年十一月五日
河野 登

叙任
昭利二十六年十一月五日
河野 登

地方自治事項
千葉県
昭利二十六年十月二十日
大分地方裁判所
昭利二十六年十月十二日

551 昭 26 年 11 月 29 日 木 曜 日

官 報

第 7468 号

昭 26 年 11 月 29 日 木 曜 日

官 報

第 7468 号 550

文部省公告

著作權讓渡登録
著作物の表示
著作物の年月日
著作の氏名
著作の目的

運輸省公告

鉄道抵当権設定登録
昭 26 年 11 月 29 日
昭 26 年 11 月 29 日
昭 26 年 11 月 29 日

裁判所公告

昭 26 年 11 月 29 日
昭 26 年 11 月 29 日
昭 26 年 11 月 29 日

解 散 公 告 (第 一 回)
当 会 社 は 昭 和 二 十 六 年 十 月 十 六 日
解 散 公 告 (第 二 回)
当 会 社 は 昭 和 二 十 六 年 十 月 十 六 日

減 資 公 告
当 会 社 は 昭 和 二 十 六 年 七 月 一 日 開 催
有 限 公 司 組 織 変 更 公 告
昭 和 二 十 六 年 十 月 二 十 四 日 臨 時 株 主 総 会

Table with financial data: 第一号議案, 第二号議案, 第三号議案, 第四号議案, 第五号議案. Columns include assets and liabilities.

Table with financial data: 第六号議案, 第七号議案, 第八号議案, 第九号議案, 第十号議案. Columns include assets and liabilities.

Table with financial data: 第十一号議案, 第十二号議案, 第十三号議案, 第十四号議案, 第十五号議案. Columns include assets and liabilities.

昭 和 二 十 六 年 (第 三 九 九 号)
昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 〇 号)
昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 一 号)

昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 二 号)
昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 三 号)
昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 四 号)

昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 五 号)
昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 六 号)
昭 和 二 十 六 年 (第 四 〇 七 号)

